住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

富谷市

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（５万円/１世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

●電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（１世帯あたり５万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和４年1月から１２月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
●給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

１世帯あたり５万円

給付金の支給時期

市が確認書（または申請書）を受理した日から1ヶ月半程度が目安です。

支給対象と申請について

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和４年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯全員の令和４年１月～12月の収入が予期せず減少し住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）

市から確認書が届きますので、返信してください

※基準日（令和４年９月３０日）時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。
※住民税の課税状況が把握できない世帯等、申請が必要な場合があります。
※住民税が課税されている方から扶養されている方のみで構成されている世帯や課税世帯は対象外です。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期間：令和４年１２月１日（木）～令和５年１月３１日（火）
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書の配布窓口】富谷市役所地域福祉課

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給要件と手続きについては裏面をご確認ください

支給要件と手続き

Ⅰ　令和４年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯全員が、令和４年１月１日以前から現住所にお住まいの場合

●対象と思われる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので、内容を確認し返信してください。
（令和 4年度の住民税が把握できない世帯には確認書は送付されません。また、基準日以降に課税者が死亡し非課税世帯となった世帯や、遺族年金・障害年金等非課税収入のみで未申告者のみ世帯など、申請が必要な世帯があります）

【確認事項】
①住民税が課税されている方から扶養されている方のみで構成されている世帯は受給できません。
②給付金振込先口座

世帯員の中に、令和４年１月２日以降に転入した方がいる場合

●調査が必要となるためお時間を頂きますが、対象と思われる世帯には確認書をお送りしますので、内容を確認し返信してください。
課税情報が不明な場合などは確認書が送付できないため、申請が必要な場合があります。その場合は、申請書に必要事項を記入し添付書類とともに窓口または郵送でご提出ください。

Ⅱ　予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

●給付金を受け取るためには申請が必要です。

●申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに窓口または郵送でご提出ください。

⚠季節変動性のある収入など、収入減少が明らかである事由で申請し受給した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる可能性があります。

※住民税非課税相当とは、世帯全員それぞれの年収見込み額（令和４年１月から１２月までの任意の１か月収入×１２倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

扶養親族等の状況	収入	所得
単身･扶養親族がいない	93万円以下	38万円以下
配偶者･扶養親族1名	137万8千円以下	82万8千円以下
配偶者･扶養親族2名	168万円以下	110万8千円以下

扶養親族等の状況	収入	所得
配偶者･扶養親族3名	209万7千円以下	138万8千円以下
配偶者･扶養親族4名	249万7千円以下	166万8千円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	204万4千円未満	135万円以下

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」
問合せ専用ダイヤル　**080-1810-7851**
080-1811-5257
受付時間　9:00～17:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

富谷市地域福祉課　**022-358-3294**
受付時間　8:30～17:30（土日祝、12/29～1/3を除く）